

各 位

上場会社名 松井証券株式会社
代表者名 代表取締役社長 松井 道夫
(コード番号 8628 東証 1 部)

2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 10 月 29 日開催の取締役会において、2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社債の名称 松井証券株式会社 2011 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、
新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
2. 額面総額及び
発行総額 本社債の額面総額は、35,000,000,000 円(予定)とする。本社債の発
行総額は、今後開催する当社取締役会において決定する本社債の発行価
額の総額とする。
3. 本社債の発行価額 今後開催する取締役会で決定する。(各本社債額面金額 2,000,000 円)
4. 本新株予約権付
社債の募集価格 今後開催する取締役会で決定する。
5. 本社債の様式 無記名式新株予約権付社債券。
6. 利率 利息は付さない。
7. 払込期日及び発行日 2003 年 11 月 17 日(ロンドン時間。以下、別段の表示がない限り同じ。)
8. 募集方法 UBS Limited を主幹事引受会社とする幹事引受会社の総額個別買取引受
による欧州を中心とする海外(但し、米国を除く。)における公募。た
だし、買付けの申込は条件決定日の 14 時 59 分まで(日本時間の 23 時
59 分まで)とするので安定操作可能期間は設けられないこととなる。
9. 本新株予約権に
関する事項
(1) 本新株予約権の目
的である株式の種
類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。本新株予
約権付社債所持人が本新株予約権を行使した場合、発行又はこれに代
えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移
転を当社普通株式の「交付」という。)すべき当社普通株式の数は、当
該本新株予約権付社債所持人による本新株予約権の行使請求にかかる
本社債の発行価額の総額を下記(4)により決定される転換価額で除した
数とする。但し、本新株予約権行使の際に生じる 1 株未満の端数は切捨
て、現金調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株
式が発生する場合、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使され
たものとして現金により精算する。本新株予約権が行使された場合に交
付すべき当社普通株式の総数は、本社債の発行価額の総額を転換価額で
除した数を上限とし、当初の上限株数は今後開催する当社取締役会にお
いて決定する。

ご注意:本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (2) 発行する本新株予約権の総数 17,500 個 (予定)
- (3) 本新株予約権の発行価額 無償とする。
- (4) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、本社債の発行価額と同額とする。
新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株当りの額(以下「転換価額」という。)は、今後開催する取締役会において決定する。転換価額は、本社債発行後、当社普通株式の時価を下回る金額で当社普通株式を交付する場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{又は譲渡価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(なお、「既発行株式数」には当社が有する当社普通株式は含まない。)また、転換価額は、株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の発行、当社による一定の財産、金銭、株式等の当社株主への分配、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オーナー・プラン、インセンティブ・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

- (5) 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由 今後開催する当社取締役会で決定する。
- (6) 本新株予約権の行使により株式を発行する株式の発行価額中資本に組入れない額 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額は、当該発行価額に 0.5 を乗じ、その結果、1 円未満の端数を生じるときはその端数を切上げた額とする。
- (7) 期中に本新株予約権の行使があった場合の取扱い 期中の本新株予約権の行使により交付された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、下記(9)に定める本新株予約権効力発生日の属する配当計算期間(毎年3月末日及び9月末日に終了する各6ヶ月間をいう。)の期初に行使があったものとみなしてこれを支払う。
- (8) その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。
- (9) 本新株予約権の行使請求期間 2003年12月1日から2011年3月17日の営業終了時(行使請求受付場所現地時間)まで。但し、(i)下記10.(2)、10.(2)及び10.(2)記載の当社の選択による本社債の繰上償還の場合には、償還日の東京における3営業日前の日まで、また、(ii)下記10.(2)記載の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2011年3月17日より後に本新株予約権を行使することはできない。
- (10) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件 消却事由は定めない。

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

10. 本社債に関する事項

- (1) 満期償還
- (2) 期中償還

2011年3月31日(償還期限)に本社債額面金額の100%で償還する。
130%コールオプション条項による繰上償還

2005年11月17日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)が、30連続取引日(終値のない日を除く。)にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、当該30日連続取引日の末日から15日以内に、30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で繰上償還することができる。

税制変更による繰上償還

日本の税制の変更等により、本新株予約権付社債の要項に定める追加支払の義務に基づき、本社債の元本について元本の支払時に追加支払を要する旨本新株予約権付社債の要項に定める受託会社に了解させ、かつ当社が合理的な措置を講じてもかかる追加支払義務を避けられない場合、当社は、30日以上60日以内の事前の本新株予約権付社債所持人に対する通知を行うことにより、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本社債額面金額で、償還することができる。ただし、ある日に本社債にかかる支払をしたとすれば追加支払義務が課せられる最も早い日から90日前の日より前にかかる償還の通知を行うことはできない。

株式交換・株式移転による繰上償還

当社が株式交換又は株式移転(以下「株式交換等」という。)により他の会社の完全子会社となるための株主総会決議が採択された場合、当社は、法律上及び実務上可能であるときには、当社の完全親会社となる会社をして、受託会社が了解する補足信託証券を締結させ、本新株予約権付社債所持人が、上記9.(9)の期間中、本新株予約権を行使することができ、かつ、その行使により株式交換等の効力発生の直前に本新株予約権の行使の請求を行ったとすれば受け取るべき数の当社普通株式を有する当社株主が株式交換等により受け取ることができる種類及び数の株式並びにその他の有価証券及び資産を受け取ることが可能となるよう最善の努力を尽くす。当社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、株式交換等を上記の方法で行うことができない場合には、当社は、株式交換等の効力発生日以前に、30日以上60日以内の事前の本新株予約権付社債所持人に対する通知のうえ、残存する本社債の全部(一部は不可)を下記に定める償還価格で償還することができる。

2003年11月17日以降2004年3月31日まで	107%
2004年4月1日以降2005年3月31日まで	106%
2005年4月1日以降2006年3月31日まで	105%
2006年4月1日以降2007年3月31日まで	104%
2007年4月1日以降2008年3月31日まで	103%
2008年4月1日以降2009年3月31日まで	102%
2009年4月1日以降2010年3月31日まで	101%
2010年4月1日以降2011年3月31日まで	100%

本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債所持人は、その選択により、その保有する本社債を2007年3月30日にその額面金額の100%で償還することを当社に対し請求する権利を有する。かかる請求権を行使するために、本新株予約権付社債所持人は、上記償還期日に先立つ30日以上60日以内の

ご注意: 本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

期間中に所定の様式の償還通知書に当該本新株予約権付社債券を添付して本新株予約権付社債の要項に定める代理人に預託することを要する。かかる償還を請求した本新株予約権所持人は、当該本新株予約権の償還とともに当該本新株予約権に付された本新株予約権を放棄したものとみなす。

債務不履行等による強制償還

本新株予約権付社債に関する支払遅滞、その他本新株予約権付社債の要項に記載の一定事由が発生し、受託会社が本新株予約権付社債の期限の利益喪失を当社に通知した場合、当社は残存する本新株予約権付社債の全部を本新株予約権付社債額面金額で償還しなければならない。

(3) 買入消却

当社又は当社の子会社は、公開市場又はその他において、いつでも本新株予約権付社債を買入れ、保有又は売却することができる。当社が本新株予約権付社債を買入れた場合、その選択により当該本新株予約権付社債にかかる本新株予約権を消却することができ、かかる消却と同時に、当社は当該本新株予約権付社債にかかる本新株予約権につきその権利を放棄する。また、当社の子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合、当該子会社は当該本新株予約権付社債を消却のために当社に交付することができる。かかる消却の場合、当該本新株予約権付社債にかかる本新株予約権は、かかる交付の時に放棄されたものとみなされる。

(4) 本新株予約権の担保又は保証

なし。

(5) 財務上の特約

担保提供制限が付される。

11. 上場取引所

本新株予約権付社債をロンドン証券取引所に上場する。

12. 代用払込に関する事項

本新株予約権を行使しようとする者の請求があるときには、その新株予約権が付せられた本新株予約権の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとし、かつ本新株予約権が行使された際には、かかる請求がなされたものとみなす。

以上

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

[ご参考]

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

手取金は、信用取引に付随する金銭の貸付資金、その他の運転資金等に充当する予定です。信用取引に付随する金銭の貸付以外の貸金業務には資金を充当しないものとします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 調達資金による会社収益への影響

無期限信用取引顧客への貸付金の増加が可能となり、委託手数料及び金融収益の増加が期待できます。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は配当性向 30%を配当政策の基本といたしております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記の基本方針に基づいて決定してまいります。

(3) 内部留保金の使途

主として信用取引顧客への貸付に充当し、委託手数料及び金融収益の原資として活用させていただく所存であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成 13 年 3 月期	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	114.26 円	24.42 円	16.86 円
1 株当たり配当金	旧株 3.00 円 新株 0.18 円	3.19 円	5.04 円
実績配当性向	2.64%	15.03%	30.03%
株主資本利益率	17.9%	9.2%	4.7%
株主資本配当率	0.43%	0.90%	1.39%

(注)1. 株主資本利益率は、決算期末の当期利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を期末の株主資本で除した数値であります。

(5) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

ご注意: 本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

平成13年6月28日開催の取締役会の決議により、ブックビルディング方式による有償一般募集（発行価格1,400円、引受価額1,316円、発行価額1,020円、資本組入額714円）によって、15,000,000株の新株式を発行しております。

過去3決算期間および直前の株価等の推移

	平成13年3月期	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
始 値		1,420円	1,638円	907円
高 値		2,020円	1,800円	3,570円
安 値		1,410円	675円	705円
終 値		1,672円	927円	2,850円
株価収益率		68.1倍	54.7倍	

(注) 1. 平成16年3月期の株価については、平成15年10月28日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期利益で除した数値であります。

以 上

ご注意：本報道発表文は当社の転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国における証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。